

平成 22 年 6 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)		区分		
6	児童扶養手当事務事業		新規	拡大 継続	
会計区分	款	項	目		所管
一般会計	3	4	2		子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	児童扶養手当法				
予算要求事業の概要					
内容	児童扶養手当に基づき、父母の離婚、父の障害などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害のある子どもの母または養育者に児童扶養手当を支給します。				
目的・目標	<p><目的> 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。</p> <p><目標> 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。</p>				
現状と課題	<p><現状(平成21年度末見込み)> 1 母子家庭は年々増加傾向にあり、それに伴って児童扶養手当の支給費も増大傾向にあります。 2 平成21年度末の児童扶養手当受給者は6,472人です。(平成19年度末6,091人、平成20年度末6,223人)</p> <p><課題> 平成22年度通常国会に児童扶養手当法の一部を改正する法律案が提出されており、父子家庭に対する児童扶養手当の支給開始が予定されています。(施行予定日 平成22年8月1日)</p>				
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月 支給開始から5年等経過した受給者に対する就労意欲確認案内の送付 平成22年7月 父子家庭支給開始に伴う児童系業務(児童扶養手当)システムの改修 平成22年8月 児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行、現況届の発送・受付児童扶養手当の8月支払い 平成22年10月 児童系業務(児童扶養手当)システムの改修完了 平成22年12月 児童扶養手当の12月支払い 				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	児童扶養手当法の一部を改正する法律案の施行予定日は平成22年8月1日であるため、システム改修は早期に着手する必要があります。また、児童扶養手当法は地方自治法に定める法定受託事務であり、支給を延期することができません。
	実施義務	根拠法令等 児童扶養手当法の一部を改正する法律
効果	他市の実施状況	政令市：各政令市で当初予算又は補正・流用等で対応予定 県内他市：川越市・川口市など県内各市でも当初予算又は補正等で対応予定
	対象者	父子家庭の父
効果	効果	父子家庭に対し、児童扶養手当の支給を行うことで当該家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。

3 当初予算、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

区分	金額		備考	
	当初予算	補正予算要求	積算内訳	積算内訳
平成22年度	2,952,221	35,726	1 児童扶養手当の支給費 2,952,221	
	① 国庫支出金 984,073 ② 一般財源 1,968,148	① 国庫支出金 4,643 ② 一般財源 31,083	1 児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修 【新規】 21,796 2 父子家庭への児童扶養手当の支給費 【新規】 13,930	
			・国庫負担金 負担率 1/3	
6月補正予算	21,796	21,796	1 児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修 21,796 2 父子家庭への児童扶養手当の支給費 0	
	① 国庫支出金 0 ② 一般財源 21,796			
			<査定理由> 改正法律案の施行予定日が平成22年8月1日であることから、システム改修経費については必要な経費であると判断し、6月補正予算に計上することとしました。また、手当支給費については、既定予算内での対応とし、現段階での予算化は見送りしました。	
市長査定	21,796	21,796	1 児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修 21,796 2 父子家庭への児童扶養手当の支給費 0	
	① 国庫支出金 0 ② 一般財源 21,796			
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。				